

仏師左京康以について

江 口 正 尊

従来、我が国の「仏師系譜」に対する研究において、『本朝大仏師正統系図並未流』（以後、『大仏師系図』と略称する）への価値観はすこぶる低いものであった。この根拠については、小林剛博士がその『仏師系譜の訂正』（仏教芸術・六）等の中で、安政三年（一八五六）に黒川春村翁が集録した『歴代大仏師譜』（以後、『大仏師譜』と略称する）こそが、信拠に足る史料価値のあるものであり、よって、東大史料編纂所の『統史備要』にも採用されたと論説したことに起因するようである。勿論、小林博士の『大仏師譜』に対する考察は、『長秋記』・『吉記』・『大乘院社雑事記』・『中右記』・『法勝寺供養記』・『吾妻鏡』・『法勝寺金堂造営記』・『東大寺統要録』等々という基礎史料まで言及し、『大仏師譜』の訂正を通して我が国の仏師系譜研究に大きく貢献したことはいうまでもない。しかし、この研究も史料の散失等の理由により鎌倉時代をもって終了し、それ以後の仏師系譜研究は現在まで皆無に等しいものであった。ところが、そのような中において鎌倉

時代以降の研究として特に、江戸時代という一時期だけに注目してみても、黒川翁集録の『大仏師譜』と多くの共通点をもつ文獻が、既に、小林博士によって史料的価値を低下視されていたところの『大仏師系図』そのものであることに注目せねばならない。しかも、この『大仏師譜』・『大仏師系図』両史料の持つ江戸時代仏師系譜の共通点をなお一層明確なものにしたのが、他ならぬ現存する多くの遺例諸像であったのである。このことは、筆者が既に文獻考察・実測調査を重ね鮮明にしてきた仏師、七条中仏所二十六代康祐（新知見の康祐在銘像について）・印度学仏教学研究第三十二巻第一号）、支那印官范道生（仏師范道生とその系譜・密教図像第二号）、藤村忠円（仏師藤村忠円について・東日本学園大学教養部論集第十一号）、藤原種次（江戸時代仏師の動静①・東日本学園大学教養部論集第九号）等々は、従来、『大仏師譜』だけを底本として研究したならば到底名が挙がることなかった仏師達であり、これも遺例諸像を第一義的にしたが為の顕著な例証である。これ

らのことから、今こそ従来いわれる『大仏師系図』への否定を全面的なものから、局部的なものにしなければならぬ時期を迎えているようである。ましてや、『大仏師譜』と『大仏師系図』両史料に明確に共通する江戸時代の仏師に至っては、『大仏師系図』の否定が決して『大仏師譜』自体の肯定には結びつかないことを了解しなければならぬのである。

そして、このような中で当論の「仏師左京康以」についても同様のことがいえる。

『大仏師系図』においては、七条中仏所二十一代仏師康正の下に、「康以」を名乗る仏師が三名存在していたことを記載するが、それは、康正の猶子「帥康以」であり、康正の弟子「久七康以」であり、そして、康正の弟子三位康与の下の「三位康以」である。この三名については、年代的に見ても康正の活躍した桃山時代の天正年間（一五七三〜九一）から、『大仏師譜』中の『京羽二重』が開板された江戸時代貞享二年（一六八五）頃の仏師であろうと考えられているが、更に『大仏師系図』を詳細に見ると、慶長十九年（一六一四）五月東山大仏殿大門南方の狛犬を秀頼右府より新造を発注された折、康正が左京法眼康猶、左京法橋康英、小仏師新太郎、小梅左馬、少輔、長吉、その外弟子衆を率いて参画していたことが記載され、一方、帥康以は寛永十一年（一六三四）十一月二十八日に高田山専修寺御坊の親鸞聖人像を造立し、久

七康以は正保二年（一六四五）二月二十二日に同寺の聖徳太子像をそれぞれ造立している。記載の左京法眼康猶は、後の七条中仏所二十二代を継承する仏師宰相康猶その人であり、小仏師少輔は右京康英の弟子であり、この康英も康正の猶子であったことが判明でき、更に、このように、帥康以、久七康以を始めとして、康猶、康英、康正の実弟治部卿法眼康理、その弟子康如、康猶の嫡子宮内卿康音・二男治部卿法眼康看、康看の弟子康春、帥康以の弟子大貳、久七康以の弟子康寿、そして、三位康与の弟子三位康以をも含めた彼等が、悉く七条中仏所二十一代仏師康正を頂点とした同系の仏師集団であり、この頃の我が国造仏界を一時期にせよ完全に掌握していたことを物語るのである。

以上のような、帥康以、久七康以、三位康以の同名仏師三名がほとんど同時期に造像活動を続けていたという根拠をもって、実は、徳川將軍家菩提寺として著名な「成道山松安院大樹寺」本堂に安置される、寛永九年（一六三二）徳川義直公寄進の「木造徳川家康公坐像」の仏師について考察したい。それは、未だ不詳とされる「左京康以」という仏師の存在を明確にすることになるからである。即ち、既述の三名の康以の内、誰をもって「左京」と断定できるのであるのかという点でもある。

大樹寺蔵の『雑書御寄附状』（卷子装）の「大樹寺様之内御

納所御坊宛」と、「大樹寺和尚宛」の両書状によると、この徳川家康公坐像を造立した仏師は「大仏師左京法橋康以」であつたと克明に記されている。当像は総高七七・八、像高四七・〇、袖張六六・五、台高三二・五、寄木造、玉眼、彩色の小像であるが秀作である。さて、この仏師「左京法橋康以」とは一体、誰であらうか。先ず、当像を寄進した徳川義直公について考察した後、仏師論を詳細に展開しなければならぬ。『野史』（飯田忠彦撰）の徳川義直公の項によると、

—慶長十二年（一六〇七）閏四月封を尾張に転じ、尾張犬山城を経て、同十四年（一六〇九）名古屋城に入り、慶安三年（一六五〇）五月、五十一歳で薨ずる。

とあり、義直公が実父家康公が逝去した元和二年（一六一六）より十六年後に、当像を家康公ゆかりの大樹寺へ寄進した経緯が判明する。寛永九年、義直公三十三歳の権大納言時代であつた。

さて、義直公が実父家康公のいわば肖像彫刻を仏師に造立させるということは、当然のことながら、その発注元は当時、我が国における仏師集団の中にあつてもその正統性（伝統性と呼称した方が妥当であらう）を主張・誇示していたところとされ、その中の出色の彫技を有する者が推薦登用されたことは想像に難くない。そして、それが勿論、『大仏師系図』七条中仏所二十一代仏師康正の条の、

—定朝以来七条住人也、今四条烏丸通^{もろふね}永屋町住であり、『大仏師譜』七条中仏所二十六代仏師左京康祐の条の、
—仏工法眼定朝忌、大仏師左京家修之、今時衆七条金光寺、古定朝之宅地也、（申略）其後子孫連綿住之、然豊臣秀吉公時、移今烏丸大仏師左京之宅地、而移金光寺其跡、左京則定朝之末裔也

という、我が国仏像彫刻の祖とされる定朝の系統上にある七条中仏所でなければならず、時の同仏所二十一代康正の系譜上仏師だけがこの資格を有することとなつたわけである。既述の康正を頂点とした仏師集団だけにその機会が与えられたこととなるのである。時に七条中仏所内では、康正が元和七年（一六二二）八十八歳にて逝去しており、二十二代を継承した康猶の時代であつた。ところが、『大仏師系図』では、徳川義直公が大樹寺に家康公木像を寄進した年、即ち、寛永九年（一六三三）にこの康猶もまた逝去すると記す。そして、二十三代を継承した康音が天和二年（一六八二）八十四歳で逝去することを逆算すると、二十二代康猶が逝去した寛永九年には、康音が三十四歳であつたことになる。

二十二代仏師の康猶も相当の力量を持っていたことは、寛永八年（一六三三）十二月、日光山東照宮十七回忌本尊釈迦・大日・多宝三尊を造立したこと等でも了解されるが、『大仏師譜』康音の条に、寛永元年（一六二四）康猶が清水寺諸仏

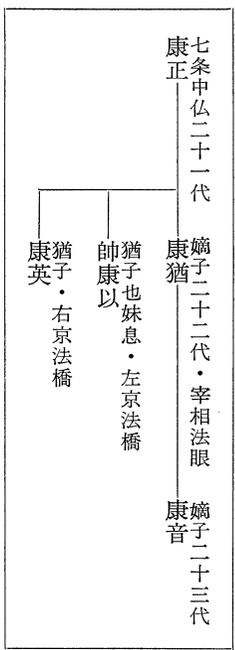
の半分を造立し、残り半分は寛永九年（一六三二）になって、ようやく康音が造立し終えたという記載からも、康猶は相当早い時期に康音を継承者として考えていたようである。ところが、三十四歳の康音が若すぎるといふこともなかるうが、寛永九年、「左京法橋康以」が現実には大樹寺像造立に従事したことになる。たとえ、康音が七条中仏所二十三代を継承した正統な仏師といえども、未だ、二十一代康正二十二代康猶という、康音にとっては祖父系・父系の弟子や兄弟が生存していたことは、後世、同仏所二十五代を継承した侍従康乗と、この康乗の実父二十四代左京康知の弟子で康乗の後見人として台頭した左京康祐との関係に同様であろう（「仏師康祐造像様式論攷」・東日本学園大学教養部論集第十号）。即ち、そこには、七条中仏所二十三代仏師康音を影技的に凌ぐ仏師の存在していたことを示唆するのである。それが「帥康以」の存在であった。

いうまでもなく、「帥」には「率いる」、「かしら」の語意があり、古来より伝統的仏師職では「左京」・「右京」・「宮内卿」・「治部卿」・「民部卿」・「兵部卿」・「大藏卿」等々の称号と共に用いられ、更に「法印」・「法眼」・「法橋」・「講師」という僧綱位と併用される場合もあった。そして、帥康以は、七条中仏所中興の祖、二十一代康正の「猶子也妹息」であったが為に「帥」であったわけである。すると、既に、康正の

仏師左京康以について（江口）

弟子三位康以と、康正の弟子久七康以は、康正の系譜からすると傍系であるといわねばならず、大樹寺像の仏師「左京法橋康以」は、この「帥康以」一人にしぼられてくることになる。帥康以は二十二代を継承した康猶、そして、康正の猶子右京康英ともども兄弟関係にあり、まぎれもなき直系である。

ここに、康正は嫡子左京法眼康猶に七条仏所二十二代を継承させて「宰相康猶」の称号を与え、「猶子也妹息」の康以を康猶以下の七条中仏所仏師集団の「帥」とし、康猶二十二代継承以前の称号であった「左京」を与え、同じ猶子の康英に、康以と双壁を意味した「右京」の称号を与え、嫡子康猶を頂点とした仏師機構を確立したことになるのである。これを図示すると、次の様になる。



ここに至って、寛永九年（一六三二）徳川義直公が実父家康公ゆかりの大樹寺へ寄進した「木造徳川家康公坐像」の仏

師「大仏師左京法橋康以」は、『大仏師系図』に記載される七条中仏所二十一代康正の条の、「猶子也妹息」の「帥康以」その人であり、更に、『大仏師譜』法橋浄慶の条に記載される。

—大仏師左京 寺町竹屋町上ル町

に居住した仏師であると結論されようというものである。

因みに、既述の方法によって『大仏師譜』・『大仏師系図』を比較研究することにより、『大仏師譜』中の『京羽二重』浄慶の条の、

—室町一条上ル町

に居住した「大仏師右京」は、「藤原種次」となり、

—御幸町錦上ル町

に居住した「大仏師右京」は、康正の猶子「右京康英」となる。更に、

—綾小路烏丸東へ入ル町

に居住した「大仏師久七」は、康正の弟子「久七康以」である。あり、

—烏丸錦小路上ル町

に居住した「大仏師三位」は、既述の藤原種次、右京康英、久七康以の造像活動期と、康正を中心とした師弟関係から考察するとやはり、康正の弟子「三位康与」に他ならないである。

以上、大樹寺本堂安置の「木造徳川家康公坐像」を例証として、寺伝の「大仏師左京法橋康以」が「帥康以」であったことへ言及してきたわけであるが、この帥康以にしても、三位、久七の康以にしても『大仏師系図』の記載の方がよほど詳細であったことに気付くのである。初言にても記したがとく、例証の遺像が現存せず、史料の記載だけに頼らねばならないのであればともかくも、遺像が存在し、なおも『大仏師系図』・『大仏師譜』両史料の記載が合致しているのであれば、ただ一方の『大仏師系図』のみを「信憑性に欠けて、史料的価値が低い」と決めつけてしまうことこそ避けられねばならないことなのであるまいか。勿論、衆知のように『大仏師譜』にも、右京、右京、左京、左京等といういわば肩書き程度の記載はある。よって、従来より、諸学究もまたそのままの呼称で発表してきたのである。しかし、それら仏師も『大仏師系図』や『大仏師譜』等の諸史料の研究と、遺像の実測調査が初めて始めて史実の仏師となることを忘れてはならないのである。

（東日本学園大学助教授）